

## 令和7年度 第1回 長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

日 時：令和7年10月20（月）

13：30～15：30

場 所：長野県庁議会棟第2特別会議室

### 1 開 会

（井口課長補佐）

ただいまから、「令和7年度第1回長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会」を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日全体の進行を務めさせていただきます事務局の児童相談・養育支援室の井口でございます。よろしくお願ひいたします。

当分科会は、社会福祉審議会及び児童福祉専門分科会の規定により運営が行われますので、あらかじめ御承知おきください。

それでは会議に先立ちまして、県を代表いたしまして、長野県こども若者局長の酒井から御挨拶を申し上げます。

### 2 あいさつ

（酒井こども若者局長）

皆様、こんにちは。私は長野県の県民文化部のこども若者局長に今年から就任いたしました酒井和幸と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

また、本日は、本当に皆様大変お忙しいところ、あるいは遠路の方もいらっしゃいます。本日の分科会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。日頃から、皆様におかれましては、本県の児童福祉行政の推進に対しまして様々な面でお力添えをいただいているところでございまして、感謝を申し上げます。

また、今年度から新たにお二人の方に専門委員ということで御依頼をさせていただきましたが、そのお二人におかれましては、長野県社会的養育推進計画の取組ほか、県の取組について御理解をいただいた上でお引き受けをいただきましたことに対しまして、厚く感謝を申し上げます。今後よろしくお願ひいたします。

あわせて、昨年度特別委員、それから若者委員として御出席いただきました皆様におかれましては、そのお立場の重要性、専門性の高さ等に鑑みまして、今年度より専門委員としての御参画をお願いしたところ、皆様にお引き受けいただきましたことに対しましても感謝を申し上げます。

今年度は、本日を含めまして2回ほどこの分科会を開催させていただきまして、皆様から児童福祉のさらなる推進に関する御意見をいただければと思っておりますので、よろし

くお願いいいたします。

御承知のとおり、本県の社会的養育推進計画につきましては、令和4年6月の改正児童福祉法等を踏まえまして、昨年度1年間をかけまして見直しを行って、令和7年度からの後期5か年の計画を新たに策定したところでございます。

後期計画では、家庭養育優先やパーマネンシー保障を共通理念としまして、県として市町村の支援体制の構築のほか、児童相談所の機能強化、こちらにつきましては、先ほど井口のほうから御説明させていただきましたが、終了後に皆様から少し御意見をいただければと思っている部分でございます。そのほか、里親等委託の推進、地域における施設の進化に向けた取組など、多くの重要な取組を進めることとしております。

計画の推進に当たりましては、県だけではなくて、市町村や児童福祉施設、里親、その他関係機関の皆様の御理解と御協力が不可欠であるほか、当事者である子どもの御意見を十分に聞き、保護者支援も行いながら進めていくことが必要であると考えております。

この点につきましては、今年度各圏域において開催しております地域懇談会等において、地域の子どもや家庭の置かれている状況や支援ニーズを関係者で共有するとともに、こども家庭センターの設置促進や家庭支援事業の充実等をテーマとして意見を出し合い、他機関の連携・協力による資源整備等の取組が既に進められているところでございます。

本日は、先ほど申し上げました県の計画の前期計画を振り返っていただくとともに、後期計画における取組状況等を共有させていただきながら、今後計画を着実に前へ進めていくための議論をしてまいりたいとても大事な機会だと思っておりますので、よろしくお願いいいたします。

専門委員の皆様におかれましては、それぞれの専門のお立場から忌憚のない御意見を自由におっしゃっていただければありがたく、我々としましては、その御意見を踏まえまして今後進めていきたいと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

(井口課長補佐)

ありがとうございました。

ただいまの局長の挨拶にもございましたけれども、これまで専門委員として御参画をいただきました宮川委員、それから市町村関係者の特別委員として御参画いただきました山崎委員に関しましては御退任となっておりまして、代わりに小林委員と中山委員に新しく専門委員という形で御就任をいただいているところです。

そういう関係もございますし、今年度初めての会議ということもございますので、自己紹介を皆様からお願いしたいと思っております。

名簿順とは異なりますが、名簿も御覧いただきながら、川瀬副分科会長から時計回りで、最後、上鹿渡分科会長まで御挨拶をいただければと思いますので、恐縮ですが御起立いただいて、一言御挨拶をいただければと思います。よろしくお願いいいたします。

(川瀬副分科会長)

皆さん、こんにちは。お世話になります。一般財団法人長野県児童福祉施設連盟で会長を務めております岡谷市にありますつつじが丘学園園長の川瀬と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

(篠田専門委員)

こんにちは。飯田市にあります風越乳児院の副院長をしております篠田広子と申します。よろしくお願ひいたします。

(武捨専門委員)

こんにちは。長野県母子生活支援施設連盟会長の武捨でございます。連盟と、今、申し上げましたが、実は県内に3か所、長野・松本・上田とございますけれども、長野市の施設は改築に向けて今年度から令和9年秋頃まで休止の状態になっておりまして、二つしかございませんが、よろしくお願ひいたします。

(島岡専門委員)

こんにちは。下伊那郡阿智村教育委員会こども家庭センターセンター長の島岡と申します。昨年に引き続きよろしくお願ひいたします。

(中山専門委員)

お疲れさまでございます。名簿の下から4番目、中山猛と申します。中野市こども家庭センター長となってございますけれども、中野市役所子育て課の課長でございます。またよろしくお願ひいたします。

(渡部専門委員)

社会的養護経験者として児童養護施設で育ちました渡部愛美です。よろしくお願ひします。

(前島専門委員)

社会的養護でお世話になっております前島拓海です。よろしくお願ひします。

(唐木専門委員)

施設と里親さんのところで育ちました唐木葉月です。よろしくお願ひします。

(小林専門委員)

こんにちは。今年度から委員になりました県の里親会連合会の副会長をしております。地区では佐久児童相談所管轄のアポ・オハナという会の会長をしております小林幸子です。よろしくお願ひします。

(青木専門委員)

こんにちは。青木恵里子と申します。長野市で弁護士をしております。よろしくお願ひいたします。

(杉山専門委員)

名簿8番目の長野県里親会連合会前会長の杉山伸幸です。よろしくお願ひします。飯田児童相談所管内で、里親になったのが昭和58年で40年を超えておりますが、ただいま小学校3年、6年、中学3年生の3人の子どもさんを預かっております。また、新たな思いで楽しく里親をさせていただいております。以上です。

(上鹿渡分科会長)

分科会長を務めております早稲田大学の上鹿渡と申します。長野県民です。長く長野に住んでおりますので、皆さんと一緒にこの計画をしっかりと前に進められたらと思っております。よろしくお願ひいたします。

(井口課長補佐)

ありがとうございました。

続けて、事務局のほうから自己紹介をさせていただきます。よろしくお願ひします。

(小川室長)

皆さん、こんにちは。こども若者局こども・家庭課児童相談・養育支援室長の小川と申します。引き続きよろしくお願ひいたします。

(谷地企画幹)

皆様、こんにちは。同じく児童相談・養育支援室で企画幹をしています谷地と申します。昨年度に引き続き、今年もよろしくお願ひいたします。

(渡辺担当係長)

同じく児童相談・養育支援室で計画を担当しております渡辺と申します。よろしくお願ひいたします。

(岡村主査)

同じく児童相談・養育支援室の岡村と申します。計画と里親の推進を担当しております。よろしくお願ひいたします。

(井口課長補佐)

よろしくお願ひいたします。

本日の分科会の成立に関して御報告申し上げます。本日は専門委員12名のうち皆様全員に御出席をいただいておりますので、分科会運営要領第5の1の規定によりまして、本分科会が成立していることを御報告申し上げます。

それでは、会議事項に入る前に資料の確認をお願ひいたします。

今、見ていただきたいかと思いますけれども、次第及び出席者名簿、それから資料1から資料6までお配りしています。それから今も申し上げておりますけれども、社会福祉審議会の運営規程、それから分科会運営要領、審議会の設置及び運営に関する指針に関しても御参考までにお配りしております。資料等に不足はございませんでしょうか。もし途中で乱

丁等がございましたら、事務局のほうにお申しつけいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日の会議ですが、記録の正確性を期す観点から審議の内容を録音させていただきますので、御了承をいただけるようお願ひいたします。

### 3 会議事項

- (1) 長野県社会的養育推進計画（前期計画）の総括
- (2) 令和7年度における長野県社会的養育推進計画（後期計画）の取組
  - ・令和7年度の取組状況について
  - ・長野県社会的養育推進計画（後期計画）スタートアップ研修会について
  - ・社会的養育推進に係る地域懇談会の実施状況について
- (3) 長野県社会的養育推進計画（後期計画）の整備目標及び評価死票について
  - ・整備目標及び評価死票等一覧について
  - ・施設入所・里親等委託児童に対するアンケートの実施
- (4) 意見交換

(井口課長補佐)

それでは、これから会議事項に入ります。上鹿渡分科会長に審議の議事の進行をお願いしたいと思います。

上鹿渡分科会長、よろしくお願ひいたします。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。それではここから始めたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、議事を始める前に、本日の議事進行に関わりまして一つ確認をさせていただきます。本分科会は、原則として議事録、資料を含め公開により開催することとしておりますが、皆様、よろしいでしょうか。

<「はい」の声 >

(上鹿渡分科会長)

では、異議なしということで、その形で進めさせていただきます。

それでは、会議事項の（1）「長野県社会的養育推進計画（前期計画）の総括」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

(岡村主査)

事務局の岡村のほうから御説明いたします。着座で失礼いたします。

お手元の資料1を御覧ください。こちらで前期計画の指標の進捗状況一覧ということでお載せいたしました。全てではございませんが、おおむね皆さんにお伝えしたい部分を記述しておりますので、御確認をお願いいたします。

最初に、権利養護に関してです。

第1節の評価指標ですが、「子どもアンケートにおいて、自分の意見が表明できていると回答した割合」ということで、こちらは73.0%で、総括としましては、お子さんはおそらくいろいろ思いはあるんですけれども、なかなかその意見を引き出すための取組が十分でなかっただろうということであったり、また実際施設の職員、里親や児童相談所の担当との関係を考えて意見を言うのをためらったり、諦めたりして、なかなか意見を言い出せないお子さんもいらっしゃるのではないかということで、それがアンケートの結果でどう反映されているかということがポイントかと考えております。

続いて第1節の一時保護改革に向けた取組ですが、「一時保護所における1人当たりの平均保護日数」は、令和6年度の実績として30.9日となっております。

また、一時保護委託、すなわち児童養護施設または里親さんのお宅等であったり、そちらにおける1人当たりの平均保護日数は24.0日となっております。5年以前の平成30年度と比較すると、1人当たりの平均保護日数は増えている状況がございます。一時保護されたお子さんの次の対応、家庭復帰に進めるのか、また施設等に委託を進めていくのかというあたりを決めるまでの調整に時間を要する等の理由によって、なかなかまだ長期化するケースが一定数存在しているということで、長いケースですと60日を超えて長期化するケースもございます。そういう理由が短縮されない状況になっているのではないかと考察しております。

続きまして、「里親等への一時保護委託人数」ですけれども、令和6年度は129人となっております。総括ですが、年度によって同じ子どもがショートステイのように複数回にわたって同じ里親さんに一時保護委託されたケースがあったことによって、過去において200件を超えるような年度もあったのですが、最近はおおむね100件ほどとなっております。

また、里親さんへの一時保護委託に当たっては、お子さんの生育環境であったり、発達の状況などを踏まえてマッチング、うまくやっていけるかどうかを見極める期間等を設けて、また事前に協議をして進めていくことがございます。一時保護が予定外に発生することが一般的ですので、常時受け入れることが里親さんのお宅の生活がある中で難しい実情もありますので、なかなか目標どおりに進んでこなかった実情があると考察しております。

続いて、第3章の「子どもが家庭で暮らすための支援体制」です。

第1節「市町村の児童家庭相談体制の強化」という項目になります。

評価指標としては、県内の子育て世代包括支援センター設置市町村数、また、子ども家庭総合支援拠点設置数、ショートステイ・トワイライトステイ等の在宅支援事業の利用可能な市町村数ということで指標として挙げております。

総括に移りますけれども、子育て世代包括支援センターについては、母子保健の分野の業務として全ての市町村において、令和5年度において設置済みとなっておりました。こちらはスムーズに進んできましたが、子ども家庭総合支援拠点につきましては、こちらは児童福祉、小学校から18歳までのお子さんが現在対象となりますが、全ての市町村への

設置はかないませんでした。こちらについては、特に小規模な町村において、なかなか専門資格を持った人材確保が難しかったことが要因と考えられます。

また、子育て短期支援事業につきましては、こちらはショートステイということですけれども、県内でも実施している市町村数は確実に増えてございますが、なかなかその担い手を確保できず預け先がまだまだ足りない状況もあるということで、ニーズがありながら預け先がない、または預け先がないことで利用がないという実態を含めて伸びてこないというところもございます。

また、その事業実施に消極的な未実施の市町村もまだまだあるということで、こちらも課題となっております。

なお、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点につきましては、現在子ども家庭センターということで一体化して運営される運びとなってございます。

第2節の児童相談所強化についてです。

こちらの総括のみ触れさせていただきます。県におきましては、国の基準に合わせまして、職員の定数を見直しを行ってございます。また基準と同等の職員定数の見直しでございますが、まだ職員の確保が十分にできていない状況がございます。現在では欠員も生じているところで、現場の児童相談所の業務についても逼迫した状況が続いております。

続いて、第3節の特別養子縁組等の推進のための支援体制についてです。

児童相談所が関与した県内の特別養子縁組の成立件数でございますが、令和6年度は6人、6家庭となっております。

総括としましては、過去に多い年もございましたが、なかなか安定して増えてこないこの一つの要因として考えられるのが、児童相談所におけるケースマネジメントの体制が不十分であったということが考えられます。児童相談所においては、特別養子縁組が適格ではないかというお子さんに対して家庭裁判所に申立てができるように、令和2年4月の改正によってそういった体制があるんですけれども、なかなか改正から年数が浅いことから、具体的な事例の蓄積がほとんどなかったということが進んでこなかった理由と考えられます。

次のページを御覧ください。第4章の「家庭と同様の環境における養育の推進」についてです。

第2節、里親等への委託の推進についてですが、里親登録者は令和6年度末で266世帯、そして里親・ファミリーホームの委託児童数は119人、そして里親・ファミリーホームへの委託児童の割合が21.4%となっております。

総括としまして、養育里親の登録数については、民間のフォースターリング機関と呼ばれる包括的里親支援業務であったり、業務の委託先である機関であったり、児童相談所によって一定の水準で増加してきていることが数字上分かっておりります。

また、民間のそういうリクルート等を実施いただいているおかげで、柔軟な、また継続的な活動によってかなり増加に貢献いただいているところと認識してございます。

また、令和4年度からは、里親審査、里親を登録するに当たって審査をする審査部会の回数を4回から6回に増やしたこと、登録の機会の拡大にもつながった要因として考えられます。

一方、里親委託率については20%で推移してきている状況でして、こちらが伸び悩ん

でいる要因の一つとしましては、やはり委託時に実親、親権者ですけれども、反対されることによって、なかなか実際の委託には進んでいかないということがございます。また、県内においても里親制度の理解が、そういった実親さんも含めてまだまだ十分でないところも課題というところです。

そして実親さんに関しましては、やはり里親さんに子どもを預けるということに、子どもを取られてしまうのではないかという誤解を抱いていることで、一定数そういった親がまだまだいらっしゃるということがそうした妨げになっている状況もあるということが分かってきております。

また、里親さんのお宅にいた中で不調になってしまうケースも一定数ございまして、伸びない要因となっております。こちらについては、里親さんがどうとかそういうわけではなくて、やはりチームとして里親さんに一緒に寄り添いながら、皆さんでやっていく、中途養育ということで難しさがある中で、不調を出さないためのチーム養育が必要となっていますが、そういった体制がまだまだ不十分であることも一つの要因と考えられております。

次のページを御覧ください。

第3節の「施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組」です。

乳児院・児童養護施設におけるグループホーム数についての総括ですが、グループホーム数といって、小規模な家のような形での生活庁舎を推進していこうということで率先してきましたが、なかなかそういった大規模庁舎からユニット化を優先して行ってきたことが一つ目標に達しなかった理由かと考察しております。

本体施設の敷地内で複数のユニット化する場合は、何かあったときすぐに職員が即時カバーできる体制があるんですが、一つのグループホームとして独立した形での運営に当たっては、何かあったときの有事の対応などでほかの施設からの応援がすぐに呼べない等の課題もございまして、そこに従事する職員の皆さんについては、成熟した技術や対応力を持つ方たちが必要だということで、そういった実情から現在のグループホーム数となっているのではないかと考えられています。

続いて、市町村の要保護児童対策地域協議会の構成メンバーに、乳児院・児童養護施設が参画している市町村数ということで35市町村となってございます。こちらについては、施設の皆様で培った専門性であったり、実際子育て短期支援事業の受け皿となっているところがございますので、そういった状況把握することができるという利点がございますので、率先して進めていきたいところでございますが、遠方の市町村もあるという点や、まだまだ施設が持つ専門性を活用できるという認識が市町村においてされていない部分が現在の結果となったかということで、こちらは施設が地域支援ができますよということたり、家庭支援事業に参画できるということをしっかりと発信していくことが課題と認識してございます。

次のページを御覧ください。第5章「子どもの自立支援の推進」に関してです。

代替養育を受けた子どもの大学等進学率については、現在集計中とさせていただいております。総括としましては、代替養育のお子さんが進学する目標値として、全体の卒業するお子さんのうち54%が進学できるようにという目標を立てございました。取組の結

果、少しづつ上昇してきている事実はございますが、6年度においても目標値には達しないということが見込まれてございます。

こちらについては、進学を希望するのであれば手厚いサポートはもちろん必要となるんですが、入所されているお子さんの中には、特別支援学校に通学しているお子さんであったり、支援学級に通っているお子さんの割合が非常に多いため、目標設定に無理があるのではないかという指摘ができるところでございます。

また、進学したとしても、様々な進学後の課題もございますので、進学をもって自立とは言えない部分もありまして、代替養育を受けた子どもの自立を測る指標として、大学進学が適当なのかという意見も出されているところでございます。

私のほうから（1）については以上となります。

（上鹿渡分科会長）

ありがとうございました。ただいまの前期計画に係る指標の進捗状況の説明について御質問等ありますでしょうか。

すごく大事なところで、この部会で進捗を見ながら、進まないところはどうしたら進むかということを皆さんから御意見をいただきて、またそれを持ち帰って検討いただきて変化をつくっていくと。目標を出して出しち放しだったのがこれまで多かったので、そこを改善するということで、こうやって報告もしていただいて、分析も、本当に駄目だったところを挙げていただいて、それらに対する御意見を皆さんからいただけたらと思っているところです。いかがでしょうか。

杉山委員、お願いします。

（杉山専門委員）

第2章の「当事者である子どもの権利養護」で、子どもと面会して子どもの自分の意見の表明ということですが、最近私のところでもそういうことがありまして、中学3年生の女の子が児童相談所で意見を言うことがあったんですが、やはり女の子1人に対して児童相談所の方は3人。大人が3人で子どもが1人なので、大人と子どもの立場が違って意見がなかなか言い出せないということがありました。それはそのとおりだと思って考えさせられました。

児童相談所はそういうやり方で何も問題はないのですが、やはり人数が違うと大人と子どもの立場の違いで、どちらかと言えば、女の子には女性の相談員が子どもの目線に下がって聞き取りをするといいかなとちょっと感じました。

例えば、「お父さんとお母さんとどっちが好きですか」とか、单刀直入に聞かれたということなんですが、子どもとしてみると、どっちが好きとは答えられないんですね。親子というのは、好き嫌いはあっても、はつきりそう言ったら親を傷つけることになるし、そういうところは非常に子どもの意見を引き出すというのは難しいなと感じました。

以上です。

（上鹿渡分科会長）

ありがとうございます。

何かありますか。

(岡村主査)

杉山委員、ありがとうございます。非常にそのとおりかと思っております。やはりお子さんとも対等にならなければならないということで、お子さんの目線に下がったり、あるいはそのお子さんの話しやすさであったり、普段どういうところで緊張せず話せるかなというところを丁寧に直接聞いたり、また施設の職員さんに意見を聞きながら、面接は本音が言いやすい相手だったり状況だったりをつくらなければならないということで、それも含めて権利養護なのかなということで、貴重な御意見かと思いますので、その点も含めて意見聴取の対応の際は注意点として共有していきたいと思いました。ありがとうございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。ここは一番だと思っていたところで意見を言ってしまいますが、5年たって上がらずちょっと下がっているところが、もちろん何もしなかったわけではなくて、今言ったみたいに場は設けたと思うんですね。けれども、子どもからしたら表明できていると感じるような状況にはなっていないとしたら、そのところをどう変えるのかを考えていく必要があるかなと。

これは本当にもうすぐにでも、11年度まで待たずに100に近い形にできるはずのことではないかと、5年待って100%というよりは、次の年には、聞かれた子が聞いてもらったと思える状況をすぐにでもつくらなければ駄目で、これが基本になってほかのものが動いていくということだと思うので、ここが変わっていないというところは重大に受け止めていただいて、今いただいた御意見は、そういうことの実際が分かるような内容だったと思いますので、御検討いただけたらと思いました。ありがとうございます。

どうぞ、川瀬委員。

(川瀬副分科会長)

今の意見表明までは聞いたとして、その次の2節にあります一時保護も、60日を超えて長期化するケースがあるということで、そうなるとその子どもたちが小学生以上になれば学校に60日行っていないということも考えられるわけで、そういった子どもたちの教育権も含めて、健全な発達の保障ということをしっかりと、施設と里親さんだけでなく、これはやはり学校や市町村もきちんとと考えた上で、その子にとってどういう体制づくりと支援が必要かということを考えていかないといけないデータなのではないかと思っておるので、御意見をしたところです。

以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。  
これは何かありますか。

(篠田専門委員)

子ども自身が持つ権利と権利養護の第1節のところですが、乳児院の子どもたちというのは、自分の気持ちを言葉で表すということはもちろんできなくて、児童相談所の職員さんが見にきても泣いてしまったり、日頃見慣れない人たちが来ての反応というのは大体分かると思うんですけども、泣くか、そんなに表情に出すことはないんですけども、そうであれば、どのように子どもたちの様子を知っていただくかといったら、児童相談所の担当福祉司さんにやはり足を運んでいただいて、子どもの様子や保護者・家族との交流の様子を見ていただくとか、私たち日頃関わっている職員が子どもたちをどのように見ているかといったところを話す機会を設けていただくのが一番かと思っています。

全入協（全国乳児福祉協議会）のほうから、今年度から一時保護アセスメント報告シートというものが出ていて、それを活用させてもらって一時保護委託されたお子さんについては、早期の段階で児相さんのほうに子どもたちの様子を見て意見を出させていただいています。

それと話はそれるんですが、ショートステイも繰り返し使っているお子さんがいて、やはり家庭の中に問題を抱えていて何度も使うんですけども、そういったところも、ショートステイで果たしてこの家庭が子どもたちとの生活が良くなっていくのかというと、一時しのぎにしか感じていなくて、そちらも併せて市町村さん向けに同じような様式を使ってショートステイをしている期間のアセスメント報告という形で提出させていただいて、私たちから子どもたちの様子を報告させていただいているんですが、そんなところも児相さんにもう少し活用していただいて、乳児院の子どもの持っている意見、感じていることを知っていただきたいと思います。

以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

ほかにもう一つぐらいあればと思いますが、いかがですか。

今、何かいただいたものに対して県からありますか。

(岡村主査)

ありがとうございます。今いただきました意見ですけれども、本当に市町村とやっていかなければならぬ、特に市町村さんはしっかりと情報は持つてはいるので、そこでなるべく深刻化する前に対処できるというところでショートステイを利用しているというのは一つ非常にいい状況ですので、その中からしっかりとアセスメントが伝わっていく中で、そのリスクが共有されれば、早い段階で予防の対応ができるのかなというところでは、非常にありがたい取組だということでお伺いしました。

そして、やはりそういった早期の段階でいろいろできることがある中で、対応せずに来てしまって、結局保護が60日超えるケースというのが、対立してしまってたりする中で、要は保護者の意見と児相の意見が食い違ってきてしまって、家庭裁判所にもちろん伺うんですが、やはり決定まで時間がかかるということで長期化してしまうケースがございます。

そうしてしまうと、お子さんにとっては安全のために来たはずなのに、居場所から離れてしまうという新たな権利侵害とか、特定の養育者と離れてしまうというところも生じて本当に深刻だと思っておりますので、より一層市町村さんとそういったアセスメントの共有であったり、早期の予防対応というところでは一層力を強めていかなければならぬということを感じました。ありがとうございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。今の一時保護のところもそうですが、一時保護が長くなつた理由に里親が拒否されるというところがあつたりすると思いますが、里親の理解自体をどう変えていくかというのは結構大きなところで、ほかの状況を改善するのと同じように取り組むべきこととしてあるかもしれませんし、あと一時保護が長いなら長いで、その間でも今までよりは子どもにとって良い状況、学校に行きたかったら行けるというのが一番大事で、その指標がまだ出でていないかもしれません、そこはちゃんと見て、長いけれども学校には行かれている状況は100%確保すると、そういう工夫が、こうやってデータを見ていく中で必要かと思いました。

ほかにもできていない、予定どおり動いていないところ、計画どおりではないのを幾つもちゃんと挙げて分析していただき、それをどうしたら変えられるかというところもセットで、ぜひ考えていただいたものをまたどこかで御報告いただき、これは5年で見ていますが、年度ごとでしっかり見ていって、目標値時点、もしかして最後の自立のところなどは、大学の進学ではなくて中退も含めてとか、やり直しがきくということも実はこれから可能になってくるという中では、自立の考え方も変わってたりするかもしれませんので、この辺もここでせっかく委員にも入っていただいているので、議論をしてもらつたり、意見を直接聞いていただけたらいいかなと思いました。ありがとうございます。

では次に進みます。後でまた時間を最後のほうで残すようにしますので、ここも含めて、最後に全部通して何かあつたらそこでも言っていただければと思っております。よろしくお願いします。

続いて、会議事項（2）「令和7年度における長野県社会的養育推進計画（後期計画）の取組について」、事務局から説明をお願いいたします。

(渡辺担当係長)

お世話になっております。資料2につきまして、児童相談・養育支援室の渡辺から御説明いたします。以後着座にて失礼いたします。

それでは、お手元の資料2「長野県社会的養育推進計画（後期計画）令和7年度における取組状況等について」を御覧いただければと思います。

資料にお示ししていますとおり、昨年度末の2月に最終案を審議いただいた後期計画につきましては、長野県社会福祉審議会の答申を経まして3月21日に策定されたところでございます。その後に実施しました後期計画に基づきました具体的な取組ということで、御覧の資料の一覧表にまとめたものでございます。

資料3も併せて見ていただければと思いますが、資料2の後ろについていますが、資料3の社会的養育推進計画の実施体制や令和7年のスケジュール等についての左側になりま

ですが、実施体制等の欄を併せて見ていただければと思います。それから、右側の社会的養育推進担当等についてにありますとおり、令和7年度からになりますが、児童相談所や県庁の児童相談・養育支援室には、社会的養育推進担当者、パーマネンシー担当者、それから、クオリティー・ペアレント・イニシアチブ（QPI）の担当者を配置してございます。

資料2に戻りますが、令和7年4月16日の欄ですが、計画の推進の一番最初のところで、今申し上げました各児童相談所に配置しました社会的養育推進担当者、パーマネンシー担当者、QPIの担当者が集まりまして、児童相談所の後期計画の関係職員を対象とした検討会議を開催しました。

検討会議では、計画の柱となる家庭養育推進原則ですとか、パーマネンシー保障に関する研修会を開催するとともに、ワークショップを通じた意見交換を実施したところでございます。

その後、7月11日に後期計画のスタートアップ研修会を開催するとともに、それを皮切りに7月の後半に県内10圏域で、第1回社会的養育推進に係る地域懇談会を開催したところでございます。そちらにつきましては、この後の資料で詳しく御説明いたします。

スタートアップ研修会の後になりますが、QPIの取組の一環として、里親の活躍の場を拡大する施策を検討・展開する里親活動率向上のためのパイロット事業を、マッキンゼー・アンド・カンパニーのアドバイスの下に7月から開始しているところでございます。

また8月からになりますが、こども家庭庁の伴走相談支援事業を活用した市町村ワークショップを開催しまして、県内の市町村を対象としてこども家庭センターの設置、それからサポートプランの作成、それから家庭支援の実施について、それぞれ課題を抱えております市町村を対象に、グループに別れて実施するとともに、モデル地域、これは諏訪と上伊那・上田圏域を設定しておりますが、そちらでは家庭支援事業の実施のワークショップを、社会的養育推進に係る地域懇談会の枠組みの中で実施しているところでございます。これらは、各テーマにおいて年度内に4回実施していく予定となっております。

また、同じく8月の欄になりますが、デザイン思考を用いた効果的なリクルート施策の展開に関する研修を踏まえましたリクルートプロセスの見直しと新たな展開に向けて、こども家庭庁の広報啓発事業を活用した里親リクルート施策にも取り組んでいるところでございます。

また、今月10月に入ってからになりますが、2回目の地域懇談会ということで、諏訪・上伊那・上田のモデル地域におきまして実施しているところでありますと、年度内にそのほか順次、全10圏域で実施していく予定となっているところでございます。

そして先週になりますが、10月15日にアメリカからキャロル氏の来日の機会に合わせまして、長野県のQPI会議（推進研修会）を開催したところでございます。当日は、乳幼児の家庭養育の必要性とQPIの取組・導入について基調講演が行われたほか、参加した約50名の会場の皆様とワークショップを通じまして意見交換を実施したところでございます。

今後の予定としては、現時点で決定しているものとはなりますが、12月に社会的養育総合支援センター「一陽」の橋本統括所長を講師にお迎えしまして、児童家庭支援センターを中心とした地域連携や、家庭支援事業の実施について研修会を開催する予定となっているところです。

資料2についての説明は以上になります。

(上鹿渡分科会長)

今のは2だけでいいですか。3も説明したことになりますか。

(渡辺担当係長)

3は、また別途説明いたします。

(上鹿渡分科会長)

では、今資料2について御説明いただきましたが、これについて御質問等ありましたらお願いいたします。

一つだけいいでどうか。7年7月11日のスタートアップ研修会は市町村も参加していると思いますが、大体でいいんですが、どのぐらいだったでどうか。結構出てくれたんでしょうか。

(渡辺担当係長)

大体3分の1ぐらいのイメージかと思います。

(上鹿渡分科会長)

これは全市町村に一応声をかけて、来たのが3分の1だから40ぐらいが来てくれていたという感じですか。

(渡辺担当係長)

はい。全市町村にお声がけしています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。パーマネンシー保障というのをどのぐらい市町村に伝えられるかこれから大事なところだと思いますが、それだけ来てくださったならまずまずかなと思いながら、繰り返しこの後も出るたびにきっとそのことを伝えてくれていたと思うんですが、市町村にいかに伝えるかということで、また続けていただけたらと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでどうか。大丈夫ですか。

それでは、続けて資料3についてお願いいいたします。

(渡辺担当係長)

引き続き、児童相談・養育支援室の渡辺から御説明いたします。

それでは、お手元の資料3、長野県社会的養育推進計画（後期計画）スタートアップ研修会の御説明をいたします。

ただいま資料2でも振れたところでございますが、後期計画の推進に当たりまして、社会的養育に関わる市町村、里親、施設、児童相談所等の関係者がそれぞれの地域において

連携・協力して、必要な支援整備ですとか、子どもや家庭への支援に取り組んでいただくことが重要であること。それから、後期計画の基本理念の一つであるパーマネンシー保障について、特に理解を深めていただくことができますように、7月11日に後期計画のスタートアップ研修会を開催したところでございます。

こちらについては、市町村のこども家庭センターの関係職員をはじめまして、児童相談所の職員さん、それから乳児院や児童養護施設の職員さん、それから里親さん、ファミリーホームなどの関係者の皆様で、先ほどお話のありましたとおり、総勢139名にお集まりいただきまして、塩尻市にあります長野県の総合教育センターの講堂で開催したところでございます。

研修の内容としましては、資料3の6の「内容」のところになりますが、後期計画の概要について御説明した後に、関西学院大学の人間福祉学部社会福祉学科の畠山由佳子教授に「パーマネンシーをめざすこどもと家庭への支援」をテーマに御講演をしていただいたところでございます。

後期計画においては、冊子の77ページ以降になりますが、パーマネンシー保障について記載しているところであります。そのパーマネンシー保障の定義の箇所につきましては、畠山教授の著書を引用しているところでありますので、当日御参加いただいた皆様につきましては、後期計画におけるパーマネンシー保障の概念などにつきまして、理解を一層深めていただくことができたのではないかと考えているところでございます。

その後、取組発表というところで、県内の茅野市にあります児童家庭支援センターつじ様からは、「子どもが地域で暮らすオーダーメードの支援」ということで、具体的な事例を通じて地域支援の在り方を発表いただきました。

それから、伊那市の子育てサポート課様には、伊那市の子どもの一時預かり事業ということで、レスパイト事業やショートステイのお取組について発表していただきました。

また、同じく佐久児童相談所には、家庭養育推進、パーマネンシー保障の取組ということで、長野県の中でも里親委託率が高い柵児童相談所のお取組について発表をいただいたところでございます。

資料の2枚目以降になりますが、これは後期計画の概要についての当日の資料になります。

計画の内容については、委員の皆様御存じのところでございますので、御説明は省略させていただきますが、3枚目の裏面を御覧いただければと思います。先ほどちょっとだけ触れさせていただきましたが、資料の名前としましては、「社会的養育推進計画（後期計画）の実施体制」や令和7年度のスケジュール等についての資料について御説明したいと思います。

後期計画に掲げました家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の二つの理念の実現に向けて計画を推進していくに当たりまして、実施体制と社会的養育推進担当などの配置について整理をした資料でございます。

一つは右側になりますが、実施体制ということで、令和6年度に後期計画を作成する際に、県内の10地域で地域懇談会を開催しまして、地域ごとの実情把握を行ったところですが、その枠組みを今年度も生かした体制を構築しているというところでございます。

地域懇談会の構成は資料の左側の図にもありますが、こども家庭センターの設置やサポ

ートプランの作成、それから家庭支援事業の実施や委託を担う市町村、それから地域の中で児童家庭支援センターですとか、里親支援センターを設置したり、家庭支援事業の受託を推進していく役割を担う施設等、それから登録里親数自体を増やすということもちろんあるんですけども、ショートステイ事業を受け入れるなどの役割を担ってくださる里親様が参画して、そこに地域を管轄している児童相談所と県庁の児童相談・養育支援室の社会的養育推進担当が加わりまして、地域の実施体制として構築しているところでございます。今のが左側です。

右側になりますけれども、社会的養育推進担当などの配置につきましては、今年度から各児童相談所及び県庁の児童相談・養育支援室に、社会的養育推進担当者、それからパーマネンシー担当者、それからQPIの担当者を配置しているところでございます。

それぞれ関係職員の役割ですが、社会的養育推進担当者の役割としましては、社会的養育推進の全体統括、それから市町村相談支援体制の整備、施設の進化の促進などを担っているところでございます。

パーマネンシー担当者の役割といたしましては、親子関係再構築支援ですとか、家庭養育移行を含むパーマネンシー保障の徹底を担っているところでございます。

QPI担当者ということで、先ほどの繰り返しになってしまいますが、クオリティー・ペアレント・イニシアチブということで、里親さん、フォースターリング機関、それから児童相談所のパートナーシップの下で里親養育の質を上げて、里親と共に協働して子どもの育ちをサポートしていくという取組でありますけれども、そういうQPIの担当者は、長野県でQPIを取り入れて、里親養育の拡大と質の向上を担うというために配置されているというところでございます。

資料の下段のスケジュールにつきましては、資料2で既に御説明した部分もあるんですが、スケジュールどおりにやっているところもあるんですが、7月11日のスタートアップ研修会を皮切りにしまして、地域懇談会について、各圏域で2回以上ということで実施しているところでございます。特に10地域の中でも、先ほどモデル地域と申し上げましたけれども、地域支援の体制づくりに関わる関係機関の議論が進みつつあるところについては、県としても今後モデル的な取組となることを期待しまして、上田・諏訪・上伊那の地区になるんですけども、この3地域につきましては、先ほど申し上げましたとおり、こども家庭庁の伴走相談支援事業を活用しまして、家庭支援事業の実施及び地域資源の開拓・連携について検討・実施をしていくグループの枠組みを地域懇談会のほうに取り込んだ形で実施しているところでございまして、今年度中に4回の地域懇談会を開催していく予定となっているところでございます。

そのほか資料2でも御説明しましたが、市町村ワークショップについては、テーマ別になりますが、年4回実施しているところで、そこに書いておりますほか、研修等の実施による先進事例等の共有について、年度の後半についても引き続き実施していく予定となっているところでございます。

資料3の次のページの地域懇談会の方向性という資料につきましては、後ほどまた資料4のところでまとめて御説明いたしますので、またよろしくお願ひいたします。

そのさらに次のページで、シート本体と「(案)」とあるシートにつきまして御説明いたしますが、後ほどまた資料5とも関連するのでそちらでも触れたいと思いますが、後期計

画では、こども家庭センターの設置数や家庭支援事業の実施状況等につきまして、委員の皆様にも御参画いただいたところであるんですけども、目標であったり評価指標を設定しているところでございます。

こういった目標の達成具合等を把握していくための調査シートを作成いたしまして、市町村の皆様に照会をかけさせていただいたところでございます。なお、照会のシートの中でも、ちょっと小さくて恐縮ですが、設問6の貴市町村から児童相談所を通じた措置、委託に至ったニーズなど、場合によっては後期計画のところでは目標だったり、評価指標とは設定していない項目についても含まれております、そういう項目も市町村に照会しているところではありますが、こちらにつきましては、より深く現状把握を行って、後期計画の取組を反映するということが一つ。

それから市町村におきまして、後期計画に基づいて、子どもや家庭のサポートを行って行くに当たりまして、地域の子どもなどの現状をしっかりと把握していただいて、主体的に関与してもらって、関係機関とも連携を図っていくという観点も含めて調査を行ったところです。

後期計画では、令和11年度の計画期間の終了まで、毎年度目標を設定しております、また評価指標についても継続的に把握して検証していくこととしておりますので、こういった今お示ししたような調査票などを用いまして、引き続き現状把握を実施してまいりたいと考えておりますので、御報告をいたします。

資料3については以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。今資料3を中心にお話いただきました。御質問があればお願ひいたします。

いかがでしょうか。市町村の話も結構出ていましたが、島岡委員や中山委員から何かありますか。参加されて何か思ったこととかあればと思いますが。

(中山専門委員)

実は参加していないんですけども。

(上鹿渡分科会長)

もちろんそれでもいいです。

(中山専門委員)

いろいろな研修会に参加していなくて大変恐縮ですが、私は1年目なので勉強というところもあってお聞きしているところです。いろいろな情報をいただきながら、また市町村も連携してやっていかれればと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

島岡委員、どうぞ。

(島岡専門委員)

先ほど上鹿渡分科会長がおっしゃった市町村にパーマネンシー保障をどのように下ろしていくかというところは、やはり課題かと思います。パーマネンシー保障はすばらしいことだと思うんですが、小規模の市町村や地域資源のない自治体などは、どこか遠いところの話のように聞こえてしまったり、またこういう難しい言葉並んでくるとなかなか導入しづらい、理解されづらいというところもあって、せっかくこのように地域懇談会や地域の実情に合わせていろいろなことを考えてくださっていらっしゃるので、いろいろな市町村、都会から山間部から、大きいところから小さいところから、みんなが理解しやすいような投げかけや工夫がされていくと広がっていったり、分かりやすいんじゃないかという印象は持っています。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。たぶん市町村も人が替わったりするので、スタートアップですけれども、毎年繰り返しやっていったほうが5年間ぐらいはいいかもしれませんと思います。

あと、モデルで一応三つやるところの広め方をうまくいけば、ほかのところにもやり方として広めていくとか。あとこのシートの中で家庭支援事業を細かく聞いてくださって、これをやれば長野県の全部の自治体の状況が毎年把握できるので、具体的に言うとこの辺のショートステイが増えるとか、児童育成支援拠点が増えるということが、実は市町村のパーマネンシー保障ということの表れになるとか、どういう説明だと入りやすいか、「あ、分かった」という感じになるか、それを探っていただくといいかと思います。

これは全国で困っていて、市町村がなかなか反応しないとか、ニーズがないと言ってしまっているのはたぶん分かっていないからだと思いますので、長野県は自治体も多いのでやりにくいかもしれないですが、ここができたらほかのところがやりやすいということで、いろいろな示唆になっていくと思いますのでよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

どうぞ、杉山委員。

(杉山専門委員)

たびたびすみません。最近一時保護したのですが、社会的養育の姿の中で、一時保護改革に向けた取組というのがありますと、一時保護委託における里親などの活用ということで、実は中学3年の女の子を一時保護で預かったんですが、最初は緊急性があったので、施設を打診して施設に行ったんですが、その女の子が言うには、その施設には監視カメラ、スマホ取り上げ、学校に行けないなどと言われて、自分の今住んでいる環境よりもっと悪いので、ここには絶対おりたくないということで、それで私のところへ打診があって受け入れました。

そういうのを体験してみると、県里親会としてもそういう急な一時保護の委託について、里親登録している中で急な受入れでもできますよという里親を若干用意する必要もあるかということです。子どもにとっては学校に行けないというのが一番ネックになるので、私も飯田市の中だから学校へは送迎しているんですけども、もうじき卒業なので同じ学校

に行かせてあげたいということさせさせていただいている。今日の今日でも受入れ可能な里親の登録も、里親会としても考えてもいいかなと思います。

それから、ここにあります一時保護専用ユニットの設置というのは、例えばどんな形を例として挙げられるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

(渡辺担当係長)

今、杉山委員に御指摘いただいたところについてお答えいたします。

一時保護所の関係で少し参考になるかと思うのが、少し先になってしまいますが、カラ一刷りの資料5の6ページを見ていただくと、ちょうど県の計画で一時保護の改革のところの指標と整備状況が書いてあります。あわせて参考になるかと思いますので、見ながら御説明したいと思います。

最初に御指摘いただいた一時保護所のルール等につきましては、評価指標というところの位置づけで、一番下の行ですが、一時保護所における規則やルールの定期的な見直しの状況というところで見ていくというところもありますので、具体的にどんなふうに、生活しやすいように一時保護改革というところで、県の計画の中でも取り組んでいく、しっかりと状況を見ていくという形でさせていただいていると思います。ただ、現状については、まだそうなっていない部分があるという形で、今お話をいただいたのかと思います。

二つ目のところで、一時保護専用のユニットというのがどういったことかというお話をいただきましたが、例えば児童養護施設で一時保護専用棟という形で建てることができまして、そちらはもちろん児童養護施設であれば一時保護は受けられるんですが、一時保護の専用のユニットがあれば、そちらは一時保護の専門の職員もいて、もう少し手厚く一時保護について見ていくというところで、入所児童等とも分けながら対応できるという形で、手厚く見ていくことができるものが考えられるところでございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

それでは、次に進めていきたいと思います。次は資料4の説明をお願いいたします。

(渡辺担当係長)

それでは、資料4について引き続き御説明いたします。

題名は、「社会的養育推進に係る地域懇談会の実施状況について」ということで、資料4を御覧いただければと思います。

冒頭の資料2の取組一覧でも御説明したところでございますが、7月11日のスタートアップ研修会の後に、7月16日から30日にかけまして、全県の10圏域において地域懇談会を開催したところでございます。地域懇談会の枠組みにつきましては、先ほど資料3の実施体制のところで少し御説明したとおりですが、地域懇談会の構成としますと、市町村、施設等、それから地域の里親さん、そこに地域を管轄している児童相談所と県庁と児童相談・養育支援室の社会的養育推進担当が加わって、地域懇談会を実施したというところでございます。

各地域懇談会の実施日程や参加者数は、資料の左側に書いてあるところでございます。

各圏域の地域懇談会について、それぞれ簡単にはなりますが振り返って状況を報告させていただきます。

まず、資料の順番になりますが、佐久圏域につきましては、資料には少し整理しておりますが、「市町村のサポート体制等」というところでまとめている内容となります。こども家庭センターを未設置である市町村が多いというところと、市町村にとって人材確保や設置動機の明確化が課題と挙げられていたところです。

もう一つの右の欄で、「地域資源の整備状況・課題等」というところで整理しておりますが、そういったところにつきましては、地域の児童家庭支援センターが要保護児童対策地域協議会（要対協）へ参画できているといったところや、ショートステイの支援などを支援できているというようなお話をいただいたところでございます。

こういった状況を踏まえまして、佐久地域におきましては、年内に再度第2回の地域懇談会を開催して、さらに一つ右側の欄になりますが、「第2回における主な検討事項（案）」にありますとおり、地域人材を共通で活用することですか、こども家庭センターの共同設置について次回は検討してまいりたいというところでございます。

その次の段で上田圏域です。こちらにつきましては、市町村のサポート体制というところをまとめると、圏域内で既に児童育成支援拠点事業を1か所実施されているところではあるけれども、さらなる設置に向けたニーズがあるということ、それからその右の欄の地域資源の整備状況・課題については、里親ショートステイをはじめ、ショートステイの受け皿拡大についてニーズが大きいという状況があったところでございます。

こうした状況を踏まえまして、先ほどお話しした上田地域はモデル地域になるので、こども家庭庁の伴走型支援事業を活用した地域懇談会ですが、10月3日に、児童育成支援拠点事業とショートステイ事業に力を入れて取り組んでくださっている尼崎市役所の子ども相談支援課の方々をアドバイザーに御参画いただきまして、既存の地域資源の整理とか担い手の検討を行うための地域懇談会を実施したところでございます。

次回につきましては、12月に越前市の児童家庭支援センター「一陽」の橋本統括所長をアドバイザーにお迎えして、「家庭支援事業の実施に向けた各市町村の課題」をテーマに懇談を実施していくということで予定しております。

続きまして、諫訪圏域についてです。市町村のサポート体制等というところでは、主にショートステイや子育て世帯訪問支援事業を利用する住民の方のマッチングに課題があるというお話が出ていたところです。他方で、その右の欄の地域資源の整備状況・課題等につきましては、地域の児童家庭支援センターがネットワークの構築やショートステイの受け皿の役割を担うことを地域から期待されているという状況があったところです。

こういった状況を踏まえまして、諫訪地域もモデル地域ですが、10月1日に訪問型の食事支援だったり、ショートステイに力を入れて取り組んでいらっしゃる東京の新宿のNPOのバディチームの濱田理事をアドバイザーとして御参画いただきまして、既存の地域資源の整理や担い手の検討をテーマに懇談会を実施したところでございます。次回につきましては、12月になりますが、福岡市の児童家庭支援センターのSOS子どもの村の統括相談支援員の橋本様をアドバイザーに迎えまして、家庭支援事業の実施に向けた各市町村の課題をテーマに懇談を実施する予定となっております。

上伊那地域につきましては、市町村のサポート体制というところでは、主にショートス

ティと子育て世帯訪問支援事業を連携させた事業を模索できないかというようなお話を出していました。他方で、地域資源の整備状況・課題等につきましては、地域に児童家庭支援センターの設置についてニーズがあるという状況があったところでございます。

こういった状況を踏まえまして、上伊那地域も同様に、モデル地域になるんですけれども、10月1日には先ほどのパディチームの濱田理事をアドバイザーに迎えて地域懇談会を実施したところでございます。こちらも諒訪地域と同じですが、12月には福岡市のSOS子どもの村の橋本様をアドバイザーに迎えて、また懇談会を実施する予定になっております。

次の南信州の圏域につきましては、市町村のサポート体制というところになりますが、半数の自治体でこども家庭センターが未設置だったという状況にあるというところと、小学生以降ではなくてもっと早い段階からの支援を実施したいというようなニーズがあったかと思います。

その右の地域資源の整備状況課題につきましては、懇談会の中で家庭支援事業の受託について、受けることについて、施設の側にも一定の理解があるという状況があったと認識しているところでございます。

こういった状況を踏まえまして、南信州の圏域につきましては、早期段階からの支援の充実ということをテーマとしまして、年度内に第2回目の地域懇談会を開催したいと考えているところでございます。

次に木曽圏域です。市町村のサポート体制につきましては、地域の中の元教員ですか、元保健師さんなどの人材を活用した家庭支援を実施しているというような現状がありました。また、地域資源の整備状況・課題等につきましては、ペアレントトレーニングだったり、子どもの第3の居場所について、木曽の圏域内で広域で利用できるようにするということについて需要がありそうだという状況があったところでございます。

こういった広域で利用できる地域資源も含めまして、第2回の地域懇談会では、地域内の資源を活用して実現可能な支援を具体化することで、年度内を目途に懇談をしてまいりたいと思っているところでございます。

次、松本につきましては、昨年度の地域懇談会におきまして、市部と郡部それぞれ異なる状況が課題があるというところで、市部と郡部を分けて取組を検討していくという方向性が打ち出されていたかと思います。

市町村のサポート体制につきましては、市部・郡部と共にこども家庭センターを置きまして、母子保健と児童福祉の連携が充実しているとの話があったほか、郡部では、教育分野との連携を進めるというような状況が見られたところでございます。

また、地域資源の整備状況・課題等につきましては、市部では里親へのショートステイの委託について、里親支援センターがコーディネーターとなって実施するということについてニーズがあるということがありまして、郡部においては、里親ファミリーサポート事業における事業の担い手である会員の増加が課題であるというお話をあったところでございます。

こういった流れを踏まえまして、今後の地域懇談会では、既存の地域資源の整理だったり、担い手の検討をテーマに実施予定ですが、市部につきましては、主に里親ショートステイや児童育成支援拠点事業に焦点を当てて、こども家庭庁の伴走型支援事業を活用した

地域懇談会の枠組みを活用して実施する予定としているところです。

また、9月24日になりますが、こちらも一度懇談会を開催しているところです。次回は11月7日に地域の担い手を洗い出すというところを目指して、ワークショップ形式で実施する予定となっております。郡部につきましても、年度内には2回の地域懇談会を開催する予定としております。

続きまして、北アルプスにつきましては、簡単にはなりますが、市町村のサポート体制につきましては、こども家庭センターを設置した後に、各種の家庭支援事業をどうやって展開していくかというところで課題があつたところになります。

これらの状況を踏まえまして、北アルプスにつきましては、第2回の地域懇談会では、今年度内に既存の地域資源の整理や担い手の検討をテーマにまた実施する予定としております。

続きまして長野の圏域になりますが、こちらもやはり昨年度の地域懇談会のところで、長野市とほかの市町村では状況が違うというお話があつたかと思います。なので、圏域内できさらに地域を分けた検討を行うということで方向性が示されていたところです。

ですので、1回目については合同で行ったんですが、2回目以降については、さらに地域を分けて実施していくところで考えております。なので、長野市は年内、長野市以外は年度内に第2回を実施する予定としております。

最後、一番下の北信になりますが、北信につきましては市町村のサポート体制というところで状況としましては、家庭支援事業の拡充について検討する先行自治体があるという形で、今日いらっしゃっている中野市さんをはじめ先行しているところがあるという形でお話があつたかと思います。

そういうことを踏まえまして、第2回目につきましては、先行自治体の例を参考に、里親ショートステイへの実施に向けた具体的な地域体制の検討等を議論していくという形で、年度内に地域懇談会を開催することを考えているところでございます。

説明は以上になります。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。

それでは、今の資料4につきまして、何か御質問等ありますか。

小林委員、どうぞ。

(小林専門委員)

質問というより良かった点ですが、こうやって地域懇談会を開催していただきまして、私は東御市に住んでいるので、児相は佐久ですが行政区は上田ということで、両方に出来させていただきました。そこで東御市の子どもサポート室のセンター長さん、課長さんと隣の席になりますて、東御市は人口の割に里親が11組ととても多いんですけども、サポートセンターの方が里親のことを知らないという実情がありまして、初めて顔合わせ会というのを開くことができました。

先ほどの資料2にありましたその事業も、私三つぐらい副会長という立場で出させていただいたんですけども、市町村や児相や支援センターといういろいろな立場の人が同じ

テーブルで意見を出すということが、お互いを知り近くなる、すごく良いことだったんじゃないかなと思っていて、これから先のパーマネンシーの地域の人材とか地域資源とかたくさん出てきたんですけれども、里親もその一つだと思うんですね。

ところが今までではすごく隔たりがあって隠された存在みたいな里親だったんですけども、そうではなく地域の資源として、もう少しできることがあるんじゃないかなということも模索できてとても良かったと思います。ありがとうございました。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

(渡辺担当係長)

地域懇談会の一つの目的として、特にワークショップなどはそうですが、連携を深めたり、顔合わせをしてネットワークをつくるというところももちろんあると思うので、そういった形になったとすれば、すごくいいかと思いました。

(上鹿渡分科会長)

ほかはいかがですか。今のはQPIで、里親さんと一緒に同じテーブルについて地位を回復というか、今まで確かに入っていなかったところと一緒にやりましょうという動きが、長野県は今一番に動いて、各児相に担当者を置ぐらい、考え方が今入りつつあるところなので、QPI用の場でなくて、普通の場でもその考え方で取り組まれると、今のことでもQPI的な感じで起きたんだなと思いました、それがすごく大事だなと思いました。ありがとうございました。貴重な御感想と御意見だったと思います。

あと、全部行ってやったんですよね、この短期間に。しかも聞いていると全部違う、10圏域で違っていて、それぞれに合わせたやり方をしないと動かないなど、改めて今日の御報告を聞いて思っていましたので、しかも三つのこれから来ていただくところは本当に全国でごくいい取組をしているところが直接来て、そこでさっき言ったみたいなこちらのグループと話ができれば、いろいろな動きがつくれるだろうと思って期待ができる三つで、二つは同じような動きはするかもしれませんけれども、ぜひほかの圏域にも伝えながら進めていただけたらと思いました。

あと、最後北信の児家センをつくるときに、大分の日田市である施設が二つ目の児家センを出すときに、日田市は最初から市と一緒に児家センをつくるみたいな取組もされていて、そういうのはすごく参考になるんじゃないかと思いますので、また何か必要だったら私のほうからも情報提供できますし、もうつながっているかもしれません、そういう形で児家センを結構いっぱい新たにつくっていくと思いますので、市と連携をつくるのはどうだろうというのを、中野市さんとすると、どちらにとってもいいんじゃないかと思って聞いておりました。ありがとうございました。

それでは次に行きたいと思います。続きまして会議事項（3）「長野県社会的養育推進計画（後期計画）の整備目標及び評価指標について」、事務局から説明お願いたします。

(渡辺担当係長)

それでは引き続きまして、資料5の御説明いたします。カラー刷りになりますが、資料5の「長野県社会的養育推進計画（後期計画）整備目標及び評価指標等一覧」について御覧いただければと思います。

この資料につきましては、後期計画における整備目標と評価指標を計画の冊子から抜き出したものとなります。今年度が計画の初年度ということですので、スタート時点の状況から、例えば令和7年度であれば令和7年度中の取組によってどのぐらいの変化があったのかを把握していく必要があると考えております。

資料中で、朱書きで記載している整備目標につきましては、令和6年度現状、R7目標、R11目標というところを後期計画の中からそのまま転記したものになります。他方で、資料中で青書きで記載されております評価指標につきましては、後期計画の中で具体的な目標は定めないんですが、計画に定めた内容を実現できているかを評価するために設定したものになります。

この評価指標については、今後例えば令和7年度の取組状況であれば、前年度と比較してどうだったのかといった検討が必要になってまいろうかと思いますが、後期計画のスタート時点の状況を把握しておく必要がありますので、資料の評価指標の一番右の欄になるんですが、令和6年度実績ということで、状況を記載したところでございます。

この評価指標における令和6年度実績につきましては、後期計画の冊子には記載されておりませんで、先ほど資料3のところで御説明したような、市町村に対する調査などによりまして、今年度新たに把握したものとなりますので、今回速報値というところにはなるんですけども、御報告をしたいと思います。

まず、1ページ目の「子どもの思いや意見をきいて、おとながそれにこたえること」の評価指標について御説明いたします。

こちらは後期計画の中で子どもが自分の思いや意見を自由に言えるでありますとか、子どもが言った思いに対して大人が応えるといったことができる仕組みを整えていくために取り組んでいくもので、後期計画では10番として、冊子では117ページに記載されている部分となります。

そしてこの取組の状況を把握するための評価指標について、主なものとなりますが御説明いたしますと、資料の1ページ目にありますとおり、まず、社会的養護に関わる人たちや子どもの権利や権利養護に関する研修等の受講者数ですが、児童相談所や施設等の関係機関を対象として、令和6年度の実績としては243人という形になりました。

また、その下になりますが、施設や里親の家庭などで生活する子どもの新しい計画により時の認知度、利用度、満足度及びその下の施設や里親の家庭などで生活する子どもの子どもの権利に関する理解度については、現時点では把握がでございませんので、後ほど資料6で御説明したいと思いますが、施設入所ですか、里親さんなどに委託されている児童に対するアンケート調査を実施して把握していきたいと考えているところでございます。

次に2ページ目を御覧いただければと思います。これは後期計画の11の（1）で、「市町村が、これまで以上にこどもや家庭から相談を受け、サポートができる仕組みを整えるために県が取り組むこと」の評価指標について御説明したいと思います。こちらは後期計画では141ページ以降です。

子どもや家庭へのサポートを充実させるために市町村にこども家庭センターを設置することを実現するために、長野県として取り組んでいくというところになります。

評価指標としましては、子ども福祉に携わる市町村職員に対する研修の受講者数というところですが、令和6年度実績としまして、児童相談所実施分が302名、それから、児童相談・養育支援室で実施したものということで372名が受講者となっております。

また、こども家庭センターにおけるサポートプランの策定状況であります、要保護児童対策地域協議会（要対協）に登録されているケースのうちで、サポートプランが策定されているケースについては、市町村に照会させていただいた結果、10.15%という結果になりました。

また、市町村における地域子育て相談機関の整備数ということで、これは妊産婦や子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関ということで、こども家庭センターを補完するというような機能を有する機関になりますが、保育所や幼稚園が担い手になりますが、令和7年7月1日の数値にはなりますが、30市町村77か所で設置という形になっております。

続きまして、3ページ目を御覧いただければと思います。

11の（2）で「市町村でこどもや家庭をサポートする事業がもっとできるために県が取り組むこと」というところで御説明いたします。

これは市町村が子どもや家庭をサポートするための家庭支援事業をもっとできるようにするという形で、県として取り組んでいるところになりますが、計画では160ページになります。

評価指標としましては、市町村などへの照会結果が取りまとまったところなので、速報値として報告するものですが、このカラー刷りのものの後ろに添付しております長野県の地図が記載された資料がありますので、それも併せて、見づらいかと思いますが、見ていただければと思います。家庭支援事業の各事業を実施している市町村数ということで、子育て短期支援事業のうち、ショートステイ事業については58市町村で取りまとまりました。それからトワイライトステイ事業につきましては19市町村、養育支援訪問事業につきましては43市町村、一時預かり事業につきましては50市町村、子育て世帯訪問支援事業につきましては37市町村、それから児童育成支援拠点事業は7市町村、親子関係形成支援事業については16市町村で実施されているという状況です。後ろの地図と照らし合わせてという形になります。

また3ページに戻っていただきまして、市町村の家庭支援事業を受託している乳児院や児童養護施設の数につきましては、県内には乳児院四つと児童養護施設14か所ですが、受託しているのは、資料のとおりとなっております。

次に、資料4ページ、11の（3）で「専門的な相談やサポートが受けられる『児童家庭支援センター』がさらに活躍するために取り組むこと」についてです。

これは地域の児童家庭支援センターがさらに活躍できるようにするということで取り組んでいるところでございます。評価指標としては、児童家庭支援センターが市町村の要対協に参画している市町村数ということで、資料には記載がないところではあるんですが、6年度実績、7年の4月1日の時点では、県内で六つの全ての児童家庭支援センターが、いずれかの市町村の要対協へ参画しているという状況にはあるところでございます。

続きまして5ページ、12の「こどもを産む前からサポートが必要な母親へのサポートをするために取り組むこと」です。

こちらは後期計画では主に「にんしんSOSながの」のことを知つてもらって、相談受付やサポートを続けること、それから、県内に妊産婦等生活援助事業所を増やすこととして、長野県として取り組んでいくというところになります。

評価指標としましてはそちらに記載のとおりとなります、一つは、妊産婦等への支援に関係する職員等に対する研修の受講者数は、令和6年度の実績で74人が参加している状況になっています。

次に資料6ページ、14の「ひとりひとりのこどもに合わせた一時保護をするために取り組むこと」についてです。

後期計画では、できるだけ家庭と同じ環境で里親の家に一時保護をお願いできるようにすることだったり、一時保護所で生活していく環境を子どもにとってよりよいものにしていくというところに取り組んでいるところでございます。

先ほど杉山委員から御指摘があつたところと関連するところではございますが、評価指標につきましては、一時保護所の職員に対する研修の受講者数は御覧のとおりでございます。また、1人当たりの平均保護日数については、先ほど岡村のほうから資料1で御説明したところと数値は一致しております。

一時保護所の定員に対して入所している子どもの割合ですが、こちらは1年間の総保護日数を定員で割って算出しているところでございますが、71.5%という形になっております。なお、その下の通学を希望する子どもの割合とか、実際に通学ができた子どもの割合につきましては、令和7年度から児童相談所で把握するようにしているところでございます。

また、その下の一時保護所における規則・ルールの定期的な見直しの状況につきましては、現時点で調査中でございますので、数値としては記載してございません。

次に7ページ、15の（1）「家族と離れて生活しなければならないこどもが、『自分をずっと支え、つながっていてくれるおとなどの関係』を見つけるために取り組むこと」、それから次の8ページの15の（2）「こどもと親が前向きなつながりを見つけられるサポートをするための取組」につきましては、後期計画においてサポートを専門に行う職員のチームを全ての児童相談所に置いて、子どもにとって最も良いと考えられる行き先だったりサポートを考えまして、できるだけ早く実行していくことに取り組んでいるところでございます。

評価指標としましては、いずれも後期計画の初年度である今年度から取り組んでいくものと位置づけておりますので、令和6年度の実績としましては、現時点では記載がないところでございますが、関係機関に対しましては、状況を把握するように連絡を行いまして、四半期ごとの照会などにより状況を把握していく方針としていくところでございます。

次に9ページ、15の（3）で「新しい親子関係をつくるためのサポート体制づくり」につきましては、後期計画では285ページ以下になります。できるだけ早く新しい親子関係をつくるための手続などができるようにすることについて取り組んでいるところでございまして、児童相談所を通じた特別養子縁組を前提とする養子縁組、里親委託件数、それから新生児の委託件数につきましては記載のとおりとなっております。

また、児童相談所等の関係機関が養子縁組成立後も継続的に支援しているケースにつきましては、児童相談所で9件、それから児童相談所等の関係企画で対応した養親子に関する相談件数につきましては、児童相談所で10件となっております。

なお、これらの件数につきましては、ほかに児童家庭支援センターや里親支援センターにつきましては、令和6年度の実績はないんですが、市町村につきましても、現在そういった件数があるかどうかは確認中ですので、今は児相の分しか掲載していないところでございます。

また、一番下になりますが、児童相談所と民間あっせん機関の連携の有無につきましては、中央・松本・諏訪児相において、マッチングのための交流を開始するに当たりまして、里親・児童の情報共有を行うなど連携が行われたという実績があったところでございます。

次に資料10ページの16の（2）－1「里親の数やファミリーホームで生活することが必要と考えられる子どもの数は？」で、後期計画の冊子では323ページ以下となっております。

計画では、施設や里親の家などで生活する子どものうち、里親の家やファミリーホームで生活している子どもの割合が、小学生になる前の子どもだったら75%、小学生以上の子どもは50%、それから里親の数を500世帯、ファミリーホームを15か所とすることを目標にしているところでございます。

関係する評価指標や6年度の実績につきましては、資料に記載のとおりでございますので、御確認いただければと思います。

また、資料をおめくりいただきまして11ページ、1年間にほかの里親のレスパイトにより子どもを受け入れた登録里親数については19世帯、登録里親がいる中学校区の数につきましては120中学校区、里親等委託解除のうち不調の割合につきましては、直近の4年間で26.1%となっているところでございます。

続きまして、資料12ページ16の（3）「里親をサポートしていくための取組」について御説明します。これは後期計画345ページ以降になります。

里親支援センターを増やすこと、それから児童相談所で里親をサポートするための専門職員を置くことなどについて取り組んでいるところでございます。評価指標としましては記載のとおりでございますが、令和6年度の実績があったものとしましては、市町村のショートステイ事業を受託している里親支援センターが一つあったということでございます。

次に資料13ページ、17の（1）「施設が地域の中で『進化』すること」につきましては、計画の冊子で371ページ以降に記載があるところです。

評価指標につきましては、14ページに記載があるとおりですが、令和6年度の実績では記載がないですが、令和7年4月1日では一時預かり事業所は2か所、それから養育支援訪問事業では4か所で実施していることが評価の結果分かっているところでございます。

次に、資料15ページ、18の（2）「家族と離れて施設や里親の家などで生活したことがある人たちの自立のためのサポート」については、計画冊子で411ページ以降ですが、児童自立生活援助事業を行う施設や里親などを増やしていくことなどに取り組んでいるところであります、評価指標と実績については記載のとおりでございます。

16ページ、19で「児童相談所のはたらきをさらに高めること」について、計画では433ページ以降ですが、後期の計画では、専門的な知識や技術を持つ職員を増やすこと、それ

から、経験が少ない職員を育てるなどに取り組んでいるところであります。評価指標、実績は御覧のとおりです。

最後になりますが、17ページ、計画では455ページにありますが、20の「新しい計画を知ってもらうこと、そして新しい計画を進めていくための人を育て、増やしていくために取り組むこと」については、評価指標としまして、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を持つ施設職員の人数を把握していくこととしているところですが、令和6年度実績では3名になりました。

以上で説明を終わらせていただきます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。まず資料5につきましていかがでしょうか。説明がたくさんあったんですが、今言える範囲で、皆さんそれぞれ関係するところで、この計画でこういうのを見ていますというところで御説明いただきましたので、御質問や、こういったところを見るべきではないかとか、こういう見方をすべきではないかということがあれば、ぜひいただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

この評価指標は、挙げていただいたものは令和6年度に取っていない指標を横線としてありますが、令和7年度からは全部取っていく指標が挙げられていることでいいでしょうか。

(渡辺担当係長)

令和6年度は把握できなかつたものはあるんですけども、令和7年度以降は見ていくものです。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。目標はそこに向かっていきますが、評価指標はそこに乗っていくときの途中経過を見ていくためのもので、特に目標は設定していないけれども、これが上がっていくのをよしとするというか、そういう形で見るべきものとして挙げていただいていると思います。これはすごく大事で、あまりここまで詳しく見る自治体はないかもしれませんですが、長野県はそれぞの項目で途中をちゃんと見るということで入れていただいていたので、ありがたいなと思って聞いておりました。

この辺も含めて、もう少しこういうのを加えたらいいんじゃないかというのもあるかもしれませんし、これでは分かりませんというのもあるかもしれませんので、どうぞ、小林委員、お願いします。

(小林専門委員)

1の令和6年度までの前期の総括のほうでも出てきたんですが、養子縁組がなかなか進まない現状や、実親さんが里親委託を喜ばしく思わないと、そこを変えない限り上がっていくないと思うんですが、この19の児童相談所の働きをさらに高めることという項目の中で、そういう説明の仕方、例えば家庭的養育推進とか、パーマネンシー保障という理念をどのように現場で児相の職員さんが伝えられるかというところ。里親サイドで言うと、

例えばもう実親さんと全く連絡が取れない、あるいは実親さんがもう育てる意思がないと明言している里子さんをずっと里親として育てていくのはいかがなものかということが、里親サイドではあるんですね。

あとは、養子縁組里親さんがずっと待っている状況。たぶん乳児院がいっぱいという状況というのを、里親が踏み込めない領域ではあるんですけども、おかしいなという思いはあるんですね。

この19番の児童相談所の働きをさらに高めることの中で、そういうものはどこに含まれるんでしょうか。パーマネンシーとか、家庭養育優先ということを実親さんサイド、現場でこういうことが必要なんですよと言って里親委託に進めるとか、養子縁組に進めるとか、そういうことを児童相談所の方が実際やっていらっしゃるので、そこの働きを高めることということはどこに含まれるんでしょうか。

(渡辺担当係長)

パーマネンシーとか、家庭養育優先原則のところで、しっかり御理解をいただいてというところで、児童相談所の職員が取り組まなければいけないところは確かにあるというところで、ただ計画の中で19番で整理しているというよりは、個別になってしまいますですが、例えば15でパーマネンシーの保障のところが記載されてたり、そのほか里親さんのところになりますが、16の（3）で里親をサポートするための取組になるんですが、こういったところで児童相談所の職員が、里親さんとかのサポートをして、パーマネンシーとかをやりながらやっていくという形でさせていただいているところです。

具体的に言うと、7ページの15番の（1）で、評価指標として挙げているところで、「施設や里親の家などで生活している子どもの実親や親族との交流」の実施回数といったところを児童相談所のほうでしっかりとやっていく形でパーマネンシーをしっかりとやっていくという形で、個別にこういう形で入れているところです。

そういったところで、どういうふうに具体的にやっていくかというところは資料2でも御説明いたしましたが、QPIやパーマネンシーの取組をマッキンゼーさんとかと一緒にやって、パイロット事業などもやりながら進めている形かと思います。

(岡村主査)

追加で私からですけれども、基本的にやはり児童相談所が措置者として間に入ってしっかりパーマネンシーを念頭に置いたケースワークをやらなければいけないということで、この間の研修でもそういう御指摘があったと理解しております。なので、まず児童相談所の担当者が、児童福祉司がパーマネンシーについてしっかり理解するということと、その理解した上でどのようなケースワークを行っていくかということで、ケースワーク自体を変えていかなければならぬということで、そういった取組を今QPIの推進の中で皆さんで話し合って進めている最中でございます。

なので、それをしっかりと体系化して浸透させていくということが、今児童相談所で行われなければならないこととして掲げ、取り組んでいるところでございます。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございました。

川瀬委員、どうぞ。

(川瀬副分科会長)

里親の推進委託であるとか、あるいは13ページにあります施設が地域の中で進化することの中で、各施設の数を増やすということはそれだけ関わる人というか、職員も必要になってくるわけですね。そしてこの人材が厳しい中であっても、例えばこども家庭ソーシャルワーカー、最後のページになりますが、その施設職員の数が3名とか、あるいは児童福祉司任用後研修を受けて児童相談所職員数が13名ということは、なかなか現実的には厳しいところもあると思うと、もう少しこういったところで働く、あるいは関わっていくための人育てや、増やしていくための柔軟な対応といいますか、資格においても、あるいは資格の有無に限らず、いろいろな方々が参加できるような市町村における研修の在り方とか、そういうことを考えていかないと、計画がよりゴールに向かっていくには厳しいところもあるのかなというのは感じているところです。

そういうことで、参加する方の考え方や市町村や児童相談所も変わっていく中で、新しいものもつくりていかれるといいのではないかと、希望も含めてそんな感想を持ったところです。

以上です。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。何かありますか。

(渡辺担当係長)

お話しいただきまして、確かに人材の不足とかなかなか難しいところもあるかと、普段地域懇談会等でも位置づけて認識しているところではあります。なので、今いただいた御意見を踏まえて、目標に近づけるようにして行きたいと思います。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

どうぞ。

(島岡専門委員)

6ページの14の一時保護のところですが、評価指標の一番最後、「一時保護所における規則・ルールの定期的な見直しの状況」というところで、前も発言させていただいたんですが、今学校のほうではオンラインの授業だったり、電子の教科書だったり、宿題は持ち帰り、タブレットといった時代です。一時保護所によればWi-Fiが届かないところだったり、スマホは全部禁止、動画視聴禁止と、そこはもうルールだと思うんですが、教育の現状とそういったところ、児童福祉のほうの分野と教育の分野と、今の子どもたちが置かれている現状をしっかりと把握していただいて連携していただくところも大切かと思います。教育という面の保障が必ずされるというところも、そこも児童福祉の部分で重要なところ

ろかと思いますので、そこもぜひ課題のほうを共有していただければと思っております。

(上鹿渡分科会長)

何かありますか。御意見ということで。

(渡辺担当係長)

ありがとうございます。子どもたちが普段いるところから違うところに来てしまう単なる保護するところではなくて、教育や一時保護改革というところで処遇についてもしっかりやっていきたいと思います。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。

では、一旦最後の資料6に行って、残った時間でもう一回これも含めて全体で御意見をいただくということにしたいと思います。

資料6の御説明をお願いいたします。

(渡辺担当係長)

では、資料6「施設入所・里親等委託児童に対するアンケートの実施について（案）」を御説明いたします。

先ほど資料5で御説明した部分もありますが、後期計画におきましては、子どもの思いや意見を聞いて大人がそれに応えることを実現していくために、整備目標や評価指標を設定しているところですが、それらを把握するために、小学生以上の施設入所、それから里親等委託児童に対してアンケートを実施したいと考えております。

実施内容として考えておりますのは、昨年度の計画の策定時に実施したアンケートがありますので、それをベースとしまして、計画の策定のときに特に聞く必要があった項目は除きまして、また新たに追加すべきものは追加するといった形で整理をしたところでございます。

それが資料6の1ページの一番下に表において、最も左側の欄で、「R7実施」となっておりますのは今年度にアンケートの項目として考えているものであります、その右の「R6実施」とありますのは、昨年度の計画策定時のアンケートにより実施したものであります。その隣の間という欄で黒い星印が後期計画では整備目標となっているところで、白い星印が後期計画で評価指標となっている事項を把握するための事項として設定しているものです。

なので、例えば問16に「いま生活している施設や里親家庭で、おとなは、あなたの考え方や思ったことを聞いてくれていると思いますか」という問がありますが、これは先ほど資料5の1ページ目の評価指標の一番下にある項目を把握するためのアンケートという形の関係があるところです。

そういう中で、資料5で申し上げますと、同じく1ページ目に整備目標として「施設や里親の家庭などで生活する子どものうち、意見表明等支援事業を利用可能な子どもの割合」、評価指標として「施設や里親の家庭などで生活する子どもの新しい計画による取組

の認知度・利用度・満足度」、また同じく評価指標としまして、「施設や里親の家庭などで生活するこどもの、こどもの権利に関する理解度」について把握していく必要があるところですが、これらについては昨年度実施したアンケートには項目としては含まれていなかったので、また資料6に戻りますが、問31から問37として項目を追加させていただくところでございます。こちらにつきましては、ただいま申し上げましたとおり、昨年度実施したアンケートには含まれていないので、今回特に項目を取り出して御説明したいと思います。

そのさらに後ろのページにありますが、一番上に「意見表明等支援員（アドボケイト）のこと」と記載された資料を御覧いただければと思います。

問31では、意見表明等支援員（アドボケイト）に自分の意見を言うことができるということ自体を知っているかどうかをお聞きしています。

次の問32では、そのアドボケイトの方からさらに児童相談所とか施設等に意見を伝えたりすることも希望すればできるというような利用の仕方を知っているかどうかを尋ねているところでございます。

また、問33では、意見表明等支援員の制度を実際に利用したことがあるかどうか。それから問34では、制度を実際に利用したことがある場合に、その満足度はどうですかということをお聞きするものになっております。

次のページを御覧いただければと思いますが、こちらは子どもの権利のことということで、問35では、設問にありますとおり、国連の子どもの権利条約に記載のある権利のうちで、後期計画の中でも実際に触れられていましたり、施設入所・里親等委託児童にとって大切な権利があること自体を知っているかどうかを尋ねるものであります。

ピックアップしたものとしては、子どもの最善の利益、それから生きる権利・育つ権利、家族関係が守られる権利、表現の自由、意見を表す権利、生活水準の確保、教育を受ける権利、休む・遊ぶ権利となっておりますが、権利のイメージを子どもたちにもつかんでいただきやすくするために、日本ユニセフ協会の抄訳というのを参考にしながら、括弧書きに説明を加えているところでございます。

問36につきましては、これらの管理の中で、これまであまり聞いたことがなくて、もっと深く勉強したいと思うものを選択いただくこととしております。この説明の意図としましては、子どもの権利に対する理解度を把握するためにお聞きするものでありますので、選択いただいた権利については、力を入れてこの権利について子どもたちに説明していく必要があるものと考えております。

問37につきましては、評価指標等に直接記載があるわけではないんですが、こどもの気持ちを把握して、大人がそれに応えていくために必要な質問だと考えておりまして、大人にももっと守ってほしいということでお聞きするものであります。

資料6の説明は以上でございます。

（上鹿渡分科会長）

ありがとうございました。

それでは、これについて御意見をいただきたいと思うんですけども、この方法は電子申請サービスなのか、やり方ですね。子どもにどう質問が届いてどう返すのか。この返す

ところに里親さんとか施設の方が関わるのかとか、そういうことが分かっていないと思いまして、教えてもらえますか。

(渡辺担当係長)

すみません、少し説明不足で大変失礼いたしました。アンケートの仕方ですが、ケースを担当している児童相談所の職員がアンケートを持って子どものところへ行き、一緒に聞き取りをしながら職員のほうで電子のほうに入れるようなイメージでおります。

(上鹿渡分科会長)

自分で答えるのではなくて、必ず児童相談所の担当者が里親さんの家や施設に行って全員分やるということですか。

(渡辺担当係長)

そうです。現在入所している子を全てやると。

(上鹿渡分科会長)

結構大変なことですね。そういう方式でやるところで、この質問で答えやすいのか、答えにくいのかとか、この質問に意味があるのかとかいろいろあるかと思いますが、ぜひ御意見をいただけたらと思います。よろしくお願いします。

(川瀬副分科会長)

これは小学生以上でなくて、幼児もですか。

(渡辺担当係長)

さすがにこの内容を理解して答えていただくというところから、昨年の計画策定のときも同じでしたが、やはり小学生以上を対象にしたいと思っております。

(上鹿渡分科会長)

どうぞ。

(杉山専門委員)

何度もすみません。少し視点が違いますが、いろいろいい質問があるんですが、普通の小中学校の普通の家庭でも、これと似たような質問はあるのか気になるところで、普通の家庭がいろいろなことが起こって里親家庭に預けるという場合があるので、普通の家庭でも子どもに権利とか、こういう質問でその家庭がどうなっているか調査というか、アンケートをするといいかと思っています。

(上鹿渡分科会長)

何かありますか。

(渡辺担当係長)

今一番はというところで、計画のところということで施設入所・里親等委託児童を対象としておりますが、もちろんこの計画自体は全ての子どもを対象としているというところもありますので、そういうことも検討できればいいかと思います。

(上鹿渡分科会長)

これはぜひ、渡部委員や前島委員、唐木委員、青木委員も内容的に、聞き方とか御意見があつたら、ぜひお願ひできればと思いますが、いかがでしょうか。  
お願ひします。

(唐木専門委員)

回答するときに大人のサポートがある状態でやるというのはいいと思っていて、そういうのないと、聞かれていることが結構難しいことが多いというイメージなので、大人のサポートは絶対必要というのと、アドボケイトとか、問32で、「長野県社会福祉審議会・処遇審査部会という長野県の子どもたちを助けるところ」とか、詳しく書いているのはいいんですけども、たぶん質問されるときに結構専門用語や聞き慣れない言葉が多いと訳が分からなくなる子もいるのではないかと思うので、聞きたいことが聞ければいいと思うので、もっとシンプルな質問の仕方でもいいんじゃないかというのを思っています。

(渡辺担当係長)

ありがとうございます。なるべく分かっていただく形で、おっしゃっていただいたところで、確かに「長野県の子どもたちを助けるところ」というのは加えさせてもらったところではあるんですけども、よりもう少しシンプルにしたいと思います。もっと工夫したいと思います。

(上鹿渡分科会長)

ほかはいかがでしょうか。  
青木委員。

(青木専門委員)

今回意見表明等支援員、アドボケイトですとか、子どもの権利のことをアンケートの中に明確に盛り込んでいただいているというのはとてもいいことだと思います。その上で、意見表明等支援員、アドボケイトという言葉自体、そもそも大人もそうかもしれませんし、子どもがなじみのないものだと思いますので、より分かりやすい表現で聞いていただくような内容に、先ほども御意見がありましたけれども、考えていただいたらいいのかなということと、これは認知を問うものではありますが、その先、活用していってもらうということが目的になってくると思いますので、アドボケイトがどういうもので、どんな場面で使って、どうすれば使えるのかというところを具体的に情報を提供していくところまでしっかり考えていくべきだと感じました。

(上鹿渡分科会長)  
ありがとうございます。

(渡辺担当係長)

おっしゃるとおりかと思います。聞いて終わりということでなくて、計画でそこの認知度等上げること、しかもちゃんと利用することが目的なので、そうできるように、アンケートを取った上で足りないところはどこかということも分析しながら、しっかりとやり方を考えていきたいと思います。

(上鹿渡分科会長)  
ほかの方々で何かあればいただけたらと思いますが。  
これは児童相談所の担当者ということですか。もともと関係のある人が行って取るということいいですか。

(渡辺担当係長)  
そうですね、そのケースの担当者という形です。

(上鹿渡分科会長)  
令和6年度もそれでやっていたんでしたっけ。

(渡辺担当係長)  
そうですね、基本的には同じやり方です。

(上鹿渡分科会長)  
分かりました。質問の中に、去年だと児童相談所に入って良かったことは何かありましたかというのがあって、そこは答えにくかったり、いいことを答えるかもなど、施設・里親のことであればまだ児相なのでいいですが、本当は第三者、まさにここにあるアドボケイトがやることかもしれないんですが、意外と答えにくい部分もあるので、ここをどうするかというのは今後また考えたほうがいいかと思いました。

あと今回抜けていますが、問25、26、27は「これまでの」という質問なので、去年1回取ったのでもういいかという話だと思いますが、もしかしたら26や27は、この1年ということで、1対1で話せる時間はそんなに回数がないとしたら、アンケートを取りながらその子が求めているものは何かというのを、これもだから無理に良かったことを言わせてしまう可能性があるんですが、もしかしたら入れてもいいのかなと思ったり、こうやってほしいというのを言えるところになるといいのかもと思ったりしました。入れていいのかどうか、見ていて思いついたことですが。

ほかはよろしいでしょうか。なければ、あと10分、15分ほどを全体の意見交換に、先ほど急ぎでこちらに来ましたのでそちらに戻りたいと思います。いいですか。では、資料6はこれで終わりということでお願いします。

では、最後は意見交換ということになっていますが、今日最初からやってきてここまで、特に手前の資料5のところは時間が足りていないかとも思いますので、気になっている点等あれば、それも含めて御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

お願いします、武捨委員。

(武捨専門委員)

私、母子生活支援施設という立場でいろいろ考えることがございます。特に家庭養育優先、それから、パーマネンシー保障という二つの観点から言うと、実は母子生活支援施設は、母親だけれども実親による各世帯別、施設の中は完全に1戸のアパートのような形になっておりますから、実親による家庭養育であり、かつ施設支援も同時に受けられるというのが最大の特徴です。

ただ、その強みをどう生かしていくべきかというのは、ずっと私ども模索をしているわけでありますが、実親による家庭養育であり、かつ施設の支援が同時に受けられるというこの強みを、関東ブロックや全国の大会でも、大体毎年施設の役割はいかにあるべきかずっとテーマに乗っている状態で、全国的に見てもどこも模索している状態です。

これを劇的に母子生活支援施設の役割と機能を変えていくためには、やはり24時間対応できるということと、泊まりの支援を受け入れができる、この二つを用意しないと何も変わらないんですね。何でかと言いますと、母子生活支援施設の夜間の管理についてはほとんどがシルバー人材センターへ委託を出している状態です。ですから、例えば、母親と小さな子どもが一緒にレスパイトに来たいと言っても、夜間の職員による支援ができないのが長野県の現状です。これを変えていくために、私ども上田市母子寮は職員による宿直体制を整備するということを考えております。令和8年度には何とかこの形を持っていきたいと。

そうすると、母子生活支援施設は市町村事業の子育て支援短期事業であるショートステイやトワイライトの委託先、契約先になっていないんですね、実は。これを変えていくということも併せてやっていくことによって、本当に子どもだけのショートやトワイライトではなくて、お母さんも含めたショート、あるいはトワイライトの対応に入していくような体制づくりをこれからつくっていく必要があると強く思っております。

それから、児童養護施設という視点で言うと、グループホームは、私ども来年1か所増やしますけれども、そうするとだんだん本体のサイズが小さくなります。本体が小さくなると本体の役割をどうしようという心配があつたりして、以前に県のどなたかにお聞きしたら、何でそんなに本体にこだわるんだと言われたことがありますけれども、やはり全体の地域小規模なり分営型で出したグループホームは、いざというときの対応が必要な場合は、全く時間差をつくることなく対応に入っていけるということは大事なポイントになるかと思いますが、そういう意味では、本体の役割というのを一定程度は用意しておく必要があると思っております。

一時保護専用施設ということで言うと、これは川瀬さん、一時保護専用棟で受けた一時保護のカウントというのは、翌年度の定員算定に跳ね返るんですか、跳ね返っていないんですか。

(川瀬副分科会長)  
跳ね返っています。

(武捨専門委員)  
それは私の知識と違いました。初めて知りました。

(川瀬副分科会長)  
一時保護所で受けたものと、定員の中で受けた、本体も含めた中で受けたのは違うということです。

(武捨専門委員)  
分かりました。つまり一時保護専用棟で受けた一時保護は、翌年度定数算定の数字に跳ね返らないということでおろしいですね。それがいろいろ背景があってそうなっているんでしょうねけれども、もう一つは市町村事業でショートステイも実は算定に跳ね返っていないんですね。これを将来的にはどうにか改善してもらおうことがあればと思ったりもします。  
それと一つだけ。私どもは一時保護で来るお子さんについては、基本かなり距離があつても学校への送迎を実施しております。ですので、一時保護のデータを取る前提として、一時保護中の学校への登校支援がどのくらいできているかというのを把握してもらえば、また私もそれを参考にしたいなと思っております。

以上です。

(上鹿渡分科会長)  
ありがとうございました。何かコメントがあればと思いますが。

(渡辺担当係長)  
ありがとうございます。本日はちょうど計画で指標と整備目標だけが出てるのでちょうど出でていないんですけども、計画本体の冊子では382ページのところで、母子生活支援施設の役割というところで整理させていただいております。

武捨委員おっしゃるとおりで、母子が共にいる中で、ペーマネンシーとか、家庭養育優先原則が実現するための施設として役割がなされているというところで触れているところだと思いますので、そういう取組を進めていかなければあるというところと、登校支援などにつきましては、今日は実績というところでは数字でお示しはできなかつたんですが、通学等を希望した児童が学校に通えているかというところもしっかりと把握していく予定でありますので、またそういったところで御報告ができればと思っているところでございます。

(上鹿渡分科会長)  
ありがとうございました。では、ここはあと5分ぐらいでいったん締める感じですが、今日まだ御発言いただいていない委員からもし御感想等あればと思いますが、いかがでしょうか。御質問でも御意見でも結構です。

前島委員、唐木委員、ありますか。せっかく来ていただいているので。特ないですか。ありがとうございます。

では、あともう5分ほどありますので、皆さん他の御意見、御質問等をいただけたらと思います。この後もそういった感じの話があるのかなと思いますが、今日説明があったものについていただけたらと思いますが。

では、私のほうからすみません。先ほどの資料5の3で、ほかのところでもあったと思いますが、児童育成支援拠点事業がなかなか取り組まれていないところがあって、そこをどうしていくのか。家庭支援事業の中でもどこもここがないんですけども、施設がたくさんある長野県としては、この進め方をどうするかがすごく大事かと思って見ていました。だから目標値にはしていないですが、評価と指標で挙げていってもらってやっていく必要があるというのが一つ。

あと7ページの先行して取り組んでいる自治体が重視しているプロセスも、十分な自治体がパーマネンシー保障を県としてしっかり進めていくときにプロセスとして見ていく指標になっていると思いますが、福岡市で里親活躍率というのをマッキンゼーさんのときにもそういう話が出ていましたけれども、言っていて、里親委託するだけでなく、ショートステイで活躍している里親さんも、パーマネンシー保障の中では非常によく対応していただいているということになっていきますので、活躍しているという言葉でかなり広く里親さんの活動や取組を捉えていただいてそれを評価してもらうというのが、福岡市だと5年後に80%ぐらいまで、里親さんが何らかしている、子ども委託ではないけれども、別なことでもやっているという状況をつくれたらという発想で進んでいますが、何かそんなことも考えていただいたらいいのかなと。もうなっているかもしれません、そういうことを思いました。

あと、9ページの養子縁組成立後の「児相9件」が実績で上がっているんですが、これは半年ぐらいですか。半年超えたところも養子縁組の支援をされていたらいいなと思いながら見ていましたが。半年以降も必要なところをどうフォローして、これはフォースターリング事業でやることができるという立て付けに国はしていて、それ以降もやれているところは出てきているので、いろいろなところがしっかりできている長野県で、養子縁組の支援も長くしていくことを検討いただければと思っていました。

すみません、いっぱい言っていますが、そのぐらいです。ほかにも幾つかありますが、また別の機会に伺えたらいいかと思います。

最後にほかに何かこの件であればと思いますが。

どうぞ、お願ひします。

(渡部専門委員)

自立の話が資料にも出てきていたんですが、何をもって自立なのかみたいなことは、もう少し整理したほうがいいんじゃないかと思って、大学に行けたから、就職ができたから自立とは限らないし、ある程度線引きもしないといつまでも関わるというのもまた難しい話だと思うので、そういう指標も曖昧な感じが今しているので、もうちょっと詳しく線引きをして、ちゃんと施設や里親の関わりがなくなったらもう子どもじゃないみたいに今なっているんじゃないかと思うので、その辺を整理をしっかりしたほうがいいんじゃないか

と思います。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。貴重な御意見でした。何か考えているものがもしあれば、今後これはどうしようかと思っているとか、県で何かありましたら教えてください。

(渡辺担当係長)

御意見ありがとうございます。十分ではない部分もあると思いますが、資料5の15ページで、今の自立のための計画については整備目標、評価指標の形では整理させていただいております。

今いただいたお話と関連すると、そこにある児童自立生活援助事業所というのは、例えば今までいらっしゃっていた施設で18歳を超えた場合にも自立に向けてそこにいるというようなことをイメージして、例えば自立してお仕事に就くまでとか援助させてもらうとか、あと社会的養護自立支援拠点事業というのは、今県内ではわかさぼベースというところでやっているんですけども、そういうところで施設を離れた後でも利用していただけるようなところの数を増やしていきましょうということでやっているところですが、もう少し皆さんの御意見をいただきながら、しっかりと充実させていただきたいと思います。

(上鹿渡分科会長)

ありがとうございます。確かにこれはやり方が新しくなってきて再チャレンジも可能なシステムができつつあるので、その中で自立というのは何だろうというのは、確かにまた考えていく必要があるところですが、今新しいことをやり出しているところや、せっかく委員の方がいらっしゃるので、何かそこで指標として、長野県はこういうことを自立と考える、自立という言葉自体がいいのかという話も当事者の方々からあるんですけども、それも含めて考えていくのがいいなど、まだ4年半ありますので、その中でここを考えていきましょうというのはできることだと思います。ありがとうございます。

では、時間になりましたのでここまで全ての議題を終了したということにさせていただきます。御協力ありがとうございます。

#### 4 その他

(上鹿渡分科会長)

続いて、「4 その他」について事務局から説明がありましたらお願いいいたします。

(岡村主査)

事務局の岡村から失礼いたします。お疲れさまでした。次回の社会福祉審議会の開催時期ですが、年度内の年明けに1回を予定しております。まだ何月になるかまでは本日時点でお伝えはできませんけれども、その予定ということで皆さん御承知いただければと思います。

私からは以上です。

## 5 閉 会

(井口課長補佐)

それでは、本日の審議はこれで終了とさせていただきます。

上鹿渡分科会長、それから委員の皆様、本日は貴重な御意見をいただき誠にありがとうございました。

第2回目の開催に関しましては、改めて日程調整をさせていただいた上で御連絡申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

以上をもちまして、本日の分科会は終了とさせていただきます。長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。

(了)